

広島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の三に次の二項を加える。

- 3 市町の選挙管理委員会は、掲示区画の不足に備え、適当な数の予備区画を設けることができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該区画の使用予定の順により番号を表示するものとする。
- 4 掲示区画に不足が生じたため、区画を増設し、これに番号を付する場合も前項の例による。

別記様式第八号の二様式を次のように改める。

第八号の二様式（第十条の二）

			何選挙 ポスター掲示場 何市(区)(町) 選挙管理委員会
5	3	1	注 意 ○ポスターは、立候補者の届出の順位と同じ番号の表示してある区画にはってください。 ○この掲示場は、何選挙候補者以外の方は使用できません。 ○掲示場をこわしたり、ポスターをやぶつたりすると罰せられます。
6	4	2	

備考

- 一 ポスターを掲示する区画は、縦横おおむね四十四センチメートルとする。
- 二 ポスターを掲示する区画は、立候補予定者の数により増減する。
- 三 掲示区画のほかには予備区画を設けることができる。
- 四 予備区画には、啓発その他の文書図画を掲示することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。